

## 交通事故（2023年10月16日産経新聞掲載）

### 個室利用料・整骨院の施術費は？

#### 【質問】

1カ月前に追突事故に遭い、頸椎捻挫（けいついねんざ）のけがを負いました。事故当日は吐き気が強かったため入院したのですが、大部屋が苦手なので個室を利用させていただきました。医師からは、退院後も病院に通うよう指示されましたが、少し遠いので病院ではなく近所の整骨院に通っています。ところが先日、加害者の任意保険会社から連絡があり、個室利用料や整骨院の施術費は支払えないと言われました。おかしくないでしょうか。

#### 【回答】

治療費については一般的に、被害者が交通事故により受けた傷害の具体的な内容・程度に照らし、症状が固定するまでに行われた必要かつ相当な治療行為の費用であれば、交通事故と相当因果関係のある損害として、その賠償が認められます。

入院中の個室利用料については、通常の一部屋でも治療が可能である場合には相当性が否定されることが多く、相当性が認められるのは、医師の指示がある場合や症状が重篤であるなど特別の事情がある場合に限られます。

本件では、大部屋が苦手という理由で個室を利用したとのことですので、他に特別の事情がなければ、相当性は認められず、個室利用料を支払ってもらうことができない可能性が高いと考えられます。

整骨院の施術費については、東洋医学に基づく施術はその効果が必ずしも科学的・合理的に説明できないとされていることから、必要かつ相当な治療行為の費用として認められるかが問題となります。

この点について、①施術の必要性②施術の有効性③施術内容の合理性④施術期間の相当性⑤施術費の相当性—が認められれば、必要かつ相当な治療行為の費用として、その賠償が認められるとされています。なお、医師の指示がある場合は、①②があることを強くうかがわせる事情となります。

本件では、整骨院での施術について医師の指示はないようですので、①～⑤それぞれについて具体的に主張立証する必要があります。

適切に対応するためにも、早い段階で弁護士に相談することをおすすめします。

（弁護士 尾崎恒平）